

## 令和6年度 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱

令和6年9月27日制定（健指第2017号）

### （趣旨）

第1条 知事は、高齢者や障害者等の交通手段の確保充実を図ることを目的として、福祉タクシーの導入を促進するため、福祉タクシー車両の購入に要する経費に対して、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### （補助対象車両）

第2条 本補助金の交付対象となる車両は、次の（1）から（4）に掲げる要件を全て満たし、かつ（5）又は（6）のいずれかに掲げる要件を満たしたものとする。

ただし、知事が補助金の交付決定を行う前に購入した車両は対象外とする。

- （1） 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日付国土交通省令第111号）第2条第1項第14号に規定する福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年12月15日付国土交通省令第110号）第1条の2に規定するものを除いた車両であること
- （2） 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、知事が補助金の交付の決定をした会計年度の終了の日までに新規登録された車両（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く）であること  
ただし、知事が特に必要であると認めるときは、この期日を繰り下げることがある
- （3） 千葉県内に使用の本拠を置く車両であること
- （4） 本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること
- （5） 国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号他）に基づき福祉タクシー車両におけるスロープ若しくはリフトを装備する車両に係る補助金の交付決定を受けた車両であること
- （6） 国土交通省の地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（平成28年2月29日付観観産第690号他）に基づきユニバーサルデザインタクシー車両に係る補助金の交付決定を受けた車両であること

### （補助対象者）

第3条 補助の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 千葉県内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者
  - (2) 前号に掲げる者に車両を貸与する者（以下、「リース事業者」という。）
  - (3) 前各号に準ずる者として、知事が認定した者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
    - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
    - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
    - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
  - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は車両本体及び別表1に定める車載機器類の整備に要する経費であつて、知事が必要と認めたものとする。

（補助金の算定方法）

第5条 この補助金の交付対象となる車両台数の上限は、別表2に掲げるとおりとする。

2 各車両ごとの交付額は、前条の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額と別表2に掲げる区分に応じた基準額を比較し、いずれか低い額の範囲内とする。

ただし、本補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、別記第1号様式

による申請書に所定の書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 事業を変更、中止又は廃止する場合には、別記第2号様式を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に知事の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 補助金の交付を申請しようとする者がリース事業者である場合は、リース料金に補助金相当額分の値下がりを反映しなければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第7条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記第3号様式を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別記第4号様式に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、知事が特に必要であると認め、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 前項ただし書において、補助事業の全部が交付の決定を受けた会計年度内に完了しないときは、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了の日までに、別記第5号様式を知事に提出しなければならない。
- 3 前項において、事業が完了したときは、すみやかに別記第4号様式に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記第6

号様式を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者の定義)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(処分の制限)

第12条 規則第21条の規定に関して、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、別表3の左欄に掲げる取得財産等ごとに、当該財産を取得した日から起算して当該右欄に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助事業者が前項の承認を受けようとするときは、別記第7号様式を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請を受けたときは速やかに、第1項の承認をするかどうかを決定するものとする。

4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じるときは、交付した補助額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

(調査等)

第13条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、本事業に関し説明及び報告を求め、また、これに関する帳簿その他の書類を閲覧し、調査することができる。

(帳簿等の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を、補助金の額の確定した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和6年9月27日から施行する。

### 別表1（第4条関係）

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 車いす等固定装置</li><li>・ 車いす用シートベルト</li><li>・ 手すり</li><li>・ 点滴等フック固定装置</li><li>・ 車いす用ヘッドレスト</li><li>・ 上記のほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、知事が認めるもの</li></ul>
---

### 別表2（第5条関係）

区分		基準額	交付対象となる車両台数の上限
第2条第5号 関係	スロープを装備 する車両	車両1台当たり 60万円	国の交付決定を受けて購入した 車両の台数
	リフトを装備す る車両	車両1台当たり 80万円	
第2条第6号 関係	標準仕様ユニバ ーサルデザイン タクシー認定要 領（以下、認定 要領という）に 基づき国土交通 大臣が認定した タクシーのう ち、認定レベル 準1に該当する 車両	車両1台当たり 40万円	国の交付決定を受けて購入した 車両の台数（レベル準1及び レベル1を合算した数）が、 4台までの場合は1台、5台 以上の場合は2台
	認定要領に基づ き国土交通大臣 が認定したタク シーのうち、認 定レベル1に該 当する車両	車両1台当たり 60万円	

別表 3 (第 14 条関係)

取得財産等の種類	処分制限期間
総排気量が 2 リットル以下の自動車	3 年
総排気量が 2 リットルを超え、3 リットル未満の自動車	4 年
総排気量が 3 リットル以上の自動車	5 年

別記第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所  
法人名又は氏名  
代表者名

令和6年度 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金の交付申請について

このことについて、下記のとおり千葉県福祉タクシー導入促進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第3条及び千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

申請金額 金 円

（添付書類）

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金所要額調書（別紙1）

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両予定調書（リース事業者のみ）（別紙2）

誓約書（別紙3）

役員等名簿（別紙4）

その他添付資料（別添のとおり）

担当者(所属・役職・氏名)

電話番号

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金所要額調書

1 国庫補助（サバイバル分）の交付決定を受けて購入する車両台数

台
---

2 県補助の交付申請台数

台
---

3 県補助の交付申請に係る車両ごとの所要額（単位：円）

車種	種別	売買契約予定日 及び 完了予定日	補助対象 経費	国庫補助 交付決定額	県補助 交付申請額
	スロープ ・ リフト	契約 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
	スロープ ・ リフト	契約 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
	スロープ ・ リフト	契約 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
計					

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

※車両1台につき1行記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両予定調書(リース事業者のみ)

(単位：円)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前のリース料金 総額	国及び県の補助金適用後のリース料金 総額
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
計					

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※補助対象経費は貸与料金の算定根拠明細書と一致するように記載してください。

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載してください。

別添 その他添付資料

- (1) 購入予定車両の見積書の写し
- (2) 車両の価格表（車両本体価格が確認できるもの。カタログでも可）
- (3) 国の補助金の交付決定を受けたことを証する書類の写し
- (4) 貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者のみ）
- (5) 営業所の賃貸借契約書の写し（営業所の所在地が登記や住民票と異なる場合）

<法人の場合>

- (6) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（※）
- (7) 貸借対照表・損益計算書の写し（直近一事業年度分。申請者又は貸与先のみ。リース事業者は不要）

<個人の場合>

- (8) 住民票（※）
- (9) 確定申告書の写し（直近一年分。確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書）  
（申請者又は貸与先のみ。リース事業者は不要）

<その他>

- (10) その他必要な書類

※ 登記事項証明書、住民票については申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限ります。

別紙1 (その2 第2条第6号関係「地域における受入環境整備促進事業補助金」分)

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金所要額調書

1 国庫補助（インバウンド分）の決定を受けて購入を見込んでいる車両台数

台
---

2 県補助の交付申請台数

台
---

3 県補助の交付申請に係る車両ごとの所要額 (単位：円)

車種	種別	売買契約予定日 及び 完了予定日	補助対象 経費	国庫補助 交付決定 見込額	県補助 交付申請額
	レベル準 1 ・ レベル1	契約 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
	レベル準 1 ・ レベル1	契約 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
計					

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

※車両1台につき1行記載してください。

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両予定調書(リース事業者のみ)

(単位：円)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前のリース料金 総額	国及び県の補助金適用後のリース料金 総額
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
計		/	/	/	/

※補助対象経費は貸与料金の算定根拠明細書と一致するように記載してください。

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載してください。

別添 その他添付資料

- (1) 購入予定車両の見積書の写し
- (2) 車両の価格表（車両本体価格が確認できるもの。カタログでも可）
- (3) 国の補助金の交付申請をしたことを証する書類の写し
- (4) 貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者のみ）
- (5) 営業所の賃貸借契約書の写し（営業所の所在地が登記や住民票と異なる場合）

<法人の場合>

- (6) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（※）
- (7) 貸借対照表・損益計算書の写し（直近一事業年度分。申請者又は貸与先のみ。リース事業者は不要）

<個人の場合>

- (8) 住民票（※）
- (9) 確定申告書の写し（直近一年分。確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書）  
（申請者又は貸与先のみ。リース事業者は不要）

<その他>

- (10) その他必要な書類

※ 登記事項証明書、住民票については申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限ります。

## 誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所

法人名又は氏名

代表者名

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

## 別紙4

## 役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾀ	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾀ	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

所在地又は住所

法人名又は氏名  
代表者名

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者（リース事業者の場合は、リース事業者及び予定貸与先の両者を示す）が

・個人である場合は本人を記載すること。

・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別記第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所

法人名又は氏名

代表者名

令和6年度 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金の変更・中止・廃止  
申請について

令和 年 月 日付け千葉県健指指令第 号 で補助金の交付の決定のあ  
った令和6年度千葉県福祉タクシー導入促進事業について、下記のとおり変更・中止・廃  
止したいので、千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により承  
認を申請します。

記

- 1 変更・中止・廃止の理由
- 2 変更の内容（中止・廃止の場合は不要）  
別紙のとおり
- 3 その他必要事項
- 4 連絡先  
（担当者）  
（電話番号）  
（添付書類）  
千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金所要額変更調書（別紙1）  
千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両予定変更調書（リース事業者のみ）（別紙2）

別紙1 (その1 第2条第5号関係「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」分)

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金所要額変更調書

(単位：円)

	車種	種別	台数	売買契約日 及び 完了予定日	補助対象 経費	備考
変更前		スロープ ・ リフト		契約 令和 年 月 日  完了 令和 年 月 日		
変更後		スロープ ・ リフト		契約 令和 年 月 日  完了 令和 年 月 日		

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

別紙2 (その1 第2条第5号関係「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」分)

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両予定変更調書(リース事業者のみ)

(単位：円)

	車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車 運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前の リース料金 総額	国及び県の補助金 適用後の リース料 金総額
変更前				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
変更後				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

別紙1 (その2 第2条第6号関係「地域における受入環境整備促進事業補助金」分)

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金所要額変更調書

(単位：円)

	車種	種別	台数	売買契約日 及び 完了予定日	補助対象 経費	備考
変更前		レベル準1 ・ レベル1		契約 令和 年 月 日  完了 令和 年 月 日		
変更後		レベル準1 ・ レベル1		契約 令和 年 月 日  完了 令和 年 月 日		

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

別紙2 (その2 第2条第6号関係「地域における受入環境整備促進事業補助金」分)

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両予定変更調書(リース事業者のみ)

(単位：円)

	車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車 運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前の リース料金 総額	国及び県の補助金 適用後の リース料 金総額
変更前				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
変更後				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

別記第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所  
法人名又は氏名  
代表者名

令和6年度 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金の取り下げについて

令和 年 月 日付け千葉県健指指令第 号 で補助金の交付の決定のあった令和6年度千葉県福祉タクシー導入促進事業について、下記のとおり取り下げしたいので、千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により届出します。

記

1 交付申請年月日

令和 年 月 日

2 取り下げの理由

3 連絡先

（担当者）

（電話番号）

別記第4号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所  
法人名又は氏名  
代表者名

令和6年度 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金の実績報告について

令和 年 月 日付け千葉県健指指令第 号 で補助金交付の決定のあった令和6年度千葉県福祉タクシー導入促進事業について、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第12条及び千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて、下記のとおりその実績を報告します。

記

補助金額 金 円

（添付書類）

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金精算書（別紙1）

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両状況調書（リース事業者のみ）（別紙2）

その他添付資料（別添のとおり）

担当者（所属・役職・氏名）

電話番号

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金精算書

1 国庫補助（サバイバル分）の交付決定を受けて購入した車両台数

	台
--	---

2 県補助の交付決定台数

	台
--	---

3 県補助の交付決定に係る車両ごとの状況（単位：円）

車種	種別	補助対象 経費	国庫補助 交付決定額	県補助 交付申請額
	スロープ ・ リフト			
	スロープ ・ リフト			
	スロープ ・ リフト			
計	/	/		

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

※車両1台につき1行記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両状況調書(リース事業者のみ)

(単位：円)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前のリース料金総額	国及び県の補助金適用後のリース料金総額
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
計					

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※補助対象経費は貸与料金の算定根拠明細書と一致するように記載してください。

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載してください。

別添 その他添付資料

- (1) 自動車リース契約書の写し（リース事業者のみ）
- (2) 納品書の写し
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) 車両の写真（前、後ろ、左、スロープ又はリフトを出した状態の最低4枚）
- (7) その他必要な書類

別紙1 (その2 第2条第6号関係「地域における受入環境整備促進事業補助金」分)  
 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金精算書

1 国庫補助（インバウンド分）の交付決定を受けて購入した車両台数

	台
--	---

2 県補助の交付決定台数

	台
--	---

3 県補助の交付決定に係る車両ごとの状況（単位：円）

車種	種別	補助対象 経費	国庫補助 交付決定額	県補助 交付申請額
	レベル準1 ・ レベル1			
	レベル準1 ・ レベル1			
計	/	/		

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

※車両1台につき1行記載してください。

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両状況調書(リース事業者のみ)

(単位：円)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前のリース料金 総額	国及び県の補助金 適用後のリース料金 総額
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
計					

※補助対象経費は貸与料金の算定根拠明細書と一致するように記載してください。

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載してください。

別添 その他添付資料

- (1) 自動車リース契約書の写し（リース事業者のみ）
- (2) 納品書の写し
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) 車両の写真（前、後ろ、左、スロープを出した状態の最低4枚）
- (7) 国の補助金の交付決定を受けたことを証する書類の写し
- (8) その他必要な書類

※車両の写真については、自動車検査証にユニバーサルデザインタクシーであることの記載があれば提出は不要。

千葉県知事 様

所在地又は住所  
法人名又は氏名  
代表者名

令和6年度 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金の年度終了の実績報告について

令和 年 月 日付け千葉県指令第 号 で補助金交付の決定のあった令和6年度千葉県福祉タクシー導入促進事業について、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第12条及び千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

（補助事業年度終了実績表）

交付決定内容	補助対象経費	円
	交付決定額（A）	円
	交付決定台数（B）	台
年度内に交付を受けた額等	年度内交付額（C）	円
	年度内交付分の台数（D）	台
今後の交付見込内容	今後の交付見込額 （A）－（C）	円
	今後の交付見込分の台数 （B）－（D）	台

（添付書類）

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金精算書（年度内交付分）（別紙1）

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両状況調書（年度内交付分）（リース事業者のみ）（別紙2）

今後の交付決定見込状況①（別紙3）

今後の交付決定見込状況②（リース事業者のみ）（別紙4）

その他添付資料（別添のとおり）

別紙1 (その1 第2条第5号関係「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」分)

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金精算書 (年度内交付分)

(単位:円)

車種	種別	補助対象 経費	国庫補助 交付決定額	県補助 交付決定額
	スロープ ・ リフト			
	スロープ ・ リフト			
	スロープ ・ リフト			
計				

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

※車両1台につき1行記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両状況調書 (年度内交付分)

(リース事業者のみ)

(単位:円)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前のリース料金総額	国及び県の補助金適用後のリース料金総額
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
計					

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※補助対象経費は貸与料金の算定根拠明細書と一致するように記載してください。

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載してください。

別紙3 (その1 第2条第5号関係「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」分)

今後の交付見込状況①

(単位：円)

車種	種別	台数	売買契約日 及び 完了予定日	補助対象 経費	国庫補助 交付決定 額	県補助 交付決定 額
	スロープ ・ リフト		契約 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
	スロープ ・ リフト		契約 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
	スロープ ・ リフト		契約 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
計						

<年度内に完了しない理由>

別紙4 (その1 第2条第5号関係「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」分)

今後の交付見込状況②(リース事業者のみ)

(単位：円)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前のリース料金総額	国及び県の補助金適用後のリース料金総額
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
計					

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を含めた価格で記載してください。

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載してください。

<年度内に完了しない理由>

別添 その他添付資料（年度内交付分のみ）

- （１） 自動車リース契約書の写し（リース事業者のみ）
- （２） 納品書の写し
- （３） 請求書の写し
- （４） 領収書の写し
- （５） 自動車検査証の写し
- （６） 車両の写真（前、後ろ、左、スロープ又はリフトを出した状態の最低４枚）
- （７） その他必要な書類

別紙1 (その2 第2条第6号関係「地域における受入環境整備促進事業補助金」分)

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金精算書 (年度内交付分)

(単位:円)

車種	種別	補助対象 経費	国庫補助 交付決定額	県補助 交付決定額
	レベル準 1 ・ レベル1			
	レベル準 1 ・ レベル1			
計				

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載してください。

※車両1台につき1行記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金貸与車両状況調書 (年度内交付分)

(リース事業者のみ)

(単位：円)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前のリース料金総額	国及び県の補助金適用後のリース料金総額
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
計					

※補助対象経費は貸与料金の算定根拠明細書と一致するように記載してください。

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載してください。

別紙3 (その2 第2条第6号関係「地域における受入環境整備促進事業補助金」分)

今後の交付見込状況①

(単位：円)

車種	種別	台数	売買契約日 及び 完了予定日	補助対象 経費	国庫補助 交付決定 額	県補助 交付決定 額
	レベル準 1 ・ レベル1		契約 令和 年 月 日  完了 令和 年 月 日			
	レベル準 1 ・ レベル1		契約 令和 年 月 日  完了 令和 年 月 日			
計						

<年度内に完了しない理由>

別紙4 (その2 第2条第6号関係「地域における受入環境整備促進事業補助金」分)

今後の交付見込状況②(リース事業者のみ)

(単位：円)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	貸与する期間	補助金適用前のリース料金総額	国及び県の補助金適用後のリース料金総額
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
計					

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を含めた価格で記載してください。

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載してください。

<年度内に完了しない理由>

別添 その他添付資料（年度内交付分のみ）

- （１） 自動車リース契約書の写し（リース事業者のみ）
- （２） 納品書の写し
- （３） 請求書の写し
- （４） 領収書の写し
- （５） 自動車検査証の写し
- （６） 車両の写真（前、後ろ、左、スロープ又はリフトを出した状態の最低４枚）
- （７） 国の補助金の交付決定を受けたことを証する書類の写し
- （８） その他必要な書類

※車両の写真については、自動車検査証にユニバーサルデザインタクシーであることの記載があれば提出は不要。

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所  
法人名又は氏名  
代表者名

令和6年度 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け千葉県健指達第 号 で額の確定のあった令和6年度千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金を、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第15条及び千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

金融機関名	銀行 支店
預金種別	普通・当座
振込口座番号	
口座名義人	

※口座名義人についてはふりがなを振ってください。

責任者氏名

担当者(所属・役職・氏名)

電話番号

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地又は住所  
法人名又は氏名  
代表者名

千葉県福祉タクシー導入促進事業による取得財産等の処分申請について

令和 年 月 日付け千葉県健指指令第 号 で補助金交付の決定のあった令和6年度千葉県福祉タクシー導入促進事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第21条及び千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により承認を申請します。

記

- 1 処分しようとする取得財産等  
（車 種）  
（登録番号）  
（台 数）
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由
- 4 その他必要な事項

担当者(所属・役職・氏名)

電話番号